

 三井住友トラスト・ホールディングス

 三井住友信託銀行



SuMi TRUST
SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

SUSTAINABILITY REPORT
シニア世代応援レポート

認知症問題を考える **3.0**

～アドバンスプランニング 判断能力低下への事前準備～

超高齢社会において、豊かな生活をおくるために

超高齢社会では、認知症など判断能力が低下する期間が、ご自身の人生の一部に存在することがより一般的な時代となります。

そして、「事前の備え」と「地域や家族、パートナーとのつながり」が、とても大切な時代となります。この冊子では、超高齢社会に生きる皆さまが、ご自身の思いの通りに、健やかに豊かに暮らしていただくための、認知症等に備える事前の選択肢をご紹介します。

地域連携ネットワーク



Contents

認知症とはどういう病気か	1	安心サポート信託	12
認知症になったとき、誰に何をサポートしてもらうか	2	セキュリティ型信託	13
財産の管理について	3	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける金融機関の役割	14
認知症チェックシート	4	おひとりさま信託	15
認知症に対応し選択できる制度・商品	5	法定後見	16
任意後見	6	後見制度支援信託	17
任意後見制度支援信託	7	認知症に備えた事前準備	18
人生100年応援信託<100年パスポート>	8	成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ	20
人生100年応援信託<100年パスポートプラス>	9	各種サービスの手数料等	21
民事信託	10		
民事信託サポートサービス	11		

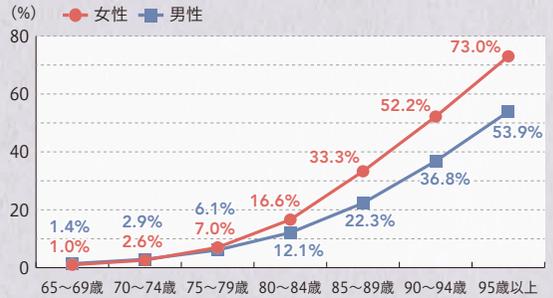


認知症とはどういう病気か

認知症は、脳の病気が原因で起きるもので、もの忘れや判断力の低下が見られ、その結果、生活がうまく送れなくなる状態を指します。また、うつや幻覚、妄想などの精神症状が見られることもあります。

高齢化の進展とともに、日本における認知症の方の数は急増しており、65歳以上の高齢者では6人に1人程度、認知症の前段階と考えられているMCI(Mild Cognitive Impairment)の人も加えると4人に1人程度の割合になります。

年齢別認知症出現率



出典：地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 平成24年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等推進事業「認知症の総合アセスメント」

認知症の種類

脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血によって神経細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が死んでしまうことにより症状が出現する病気です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病が主な原因です。

【症状】

脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。また障害を受けた部位によって症状が異なります。

レビー小体型認知症

脳内にレビー小体と呼ばれる変化がみられ、神経細胞が破壊され、脳が萎縮してきます。

【症状】

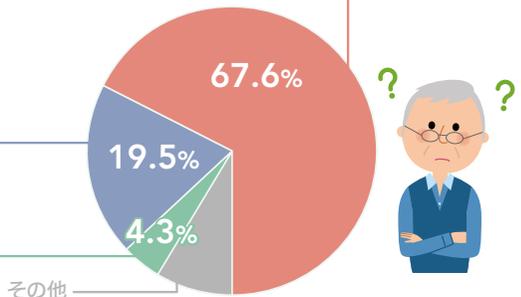
現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が硬くなるといった症状が現れます。歩幅が小刻みになり、転びやすくなります。

アルツハイマー型認知症

脳内に異常なタンパク質がたまり、神経細胞が徐々に破壊され、脳が萎縮してきます。

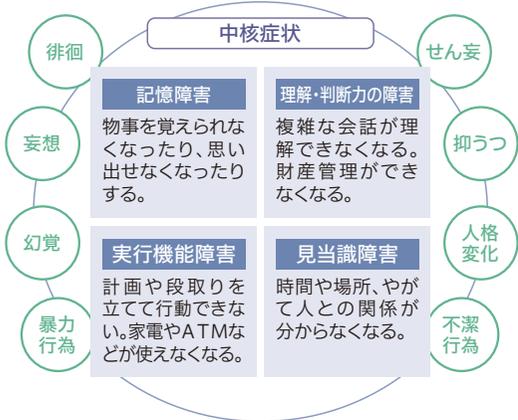
【症状】

昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまいます。軽度のもの忘れから徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなっていきます。

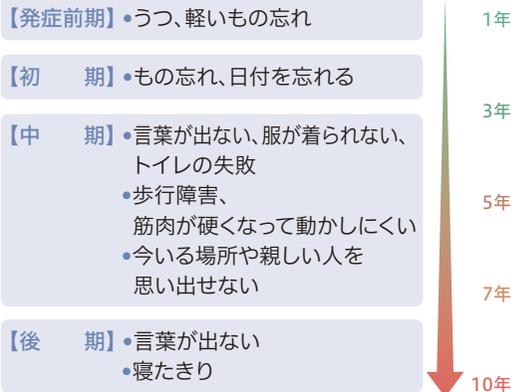


出典：厚生労働省ウェブサイトなど

認知症の主な症状



アルツハイマー型認知症の症状と経過



出典：厚生労働省ウェブサイトなど

認知症になったとき、誰に何をサポートしてもらうか

任意代理制度

代理人(代理権濫用のおそれ)

まかせる相手と制度

元気なうちに
家族を代理人に



判断能力低下



代理契約に基づき
家族が払い出し



金融機関によって
取り扱いルールが
異なる

サポートの範囲
(まかせたい事項)

各制度による
保護の範囲

財産管理

その他の財産
特定の財産*
金銭

身上保護

法律行為
事実行為

コスト

相対的に低い傾向

特徴等

判断能力喪失後の代理権の
持続は法的に認められない
との見解もある

※不動産や有価証券等信託の対象となる財産(ここでは金銭を除いています)

法定後見制度

後見人等(親族以外が選任されるケースがある)

まかせる相手と制度

対策をせずに
判断能力低下



預金払出・
財産管理が困難に



医療費等
支払困難

支払い等に
迫られ、
家庭裁判所
へ申立て

後見人の選任



チェック
監督人がいる場合



サポートの範囲
(まかせたい事項)

各制度による
保護の範囲

財産管理

その他の財産
特定の財産
金銭

身上保護

法律行為
事実行為

コスト

相対的に高い傾向

特徴等

利用開始後の取り止めはで
きない

任意後見制度

任意後見人(自分で選べる)

監督人のチェック

まかせる相手と制度

元気なうちに
任意後見契約



判断能力低下



契約発効のため
家庭裁判所
へ申立て

自分が選んだ
任意後見人が就任



チェック
監督人



サポートの範囲
(まかせたい事項)

各制度による
保護の範囲

財産管理

その他の財産
特定の財産
金銭

身上保護

法律行為
事実行為

コスト

相対的に高い傾向

特徴等

対象範囲等は任意後見契約
で設定が可能

民事信託制度

信託受託者(自分で選べる)

原則公的監督なし

まかせる相手と制度

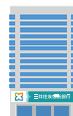
元気なうちに
信託を設定



判断能力低下



信託契約に基づき
家族が管理



契約により
信託監督人等を
置くことは可能

サポートの範囲
(まかせたい事項)

各制度による
保護の範囲

財産管理

その他の財産
特定の財産
金銭

身上保護

法律行為
事実行為

コスト

コンサルティング報酬等は
かかるが相対的に安い傾向

特徴等

柔軟性はあるが、受託者が
一般の個人であり、スキーム
の安定性に難あり



財産の管理について



<商品・サービスの機能について>
 頁右上にあるタグは、当社の商品サービスの機能で該当するものを表します。



どう守るか？



日常生活の不便は？



どう想いをつなぐか？

基本は「守り」「日常生活支援」「想いのつなぎ」

認知症などの理由で判断能力が不十分になると、預貯金をはじめとした財産の管理やさまざまな契約を自分で行うことが難しくなります。また、不利益な取引であっても、よく判断ができず契約を結んでしまったり、振り込め詐欺や悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

次に必要なことは、財産管理における「日常生活支援」です。生活していくために必要な年金資金を受け取ったり、税金や公共料金の払い込みや、買い物代金の支払など、日常生活のお金の管理のサポートも必要となります。

財産管理において、まず第一に優先すべきは言うまでもなく「守り」です。事前の準備によって、口座の出し入れにチェックが入るようにしたり、財産を別管理することなどで、守りの手立てを講じることが必要です。



判断能力の低下で困ること…

- 預貯金の引き出し、銀行の振り込み
- 運用資金の解約、引き出し
- 老人ホーム等への入居手続き
- 介護保険手続き・介護サービスの契約・手配
- 入院の契約・病院への支払い
- 住まいの売買賃貸契約・管理・更新
- 遺産分割協議、相続財産の名義変更
- 振り込め詐欺や悪徳商法被害

認知症チェックシート

自分のもの忘れが、気になり始めたら…

自分でチェック

変化はゆっくりと表れることが多いので、1年前の状態と現在の状態を比べてみるとよいでしょう。

- ものをなくしてしまうことが多くなり、いつも捜し物をしている。
- 財布や通帳など大事なものをなくすことがある。
- 曜日や日付を何度も確認しないと忘れてしまう。
- 料理の味が変わったと家族に言われた。
- 薬の飲み忘れや、飲んだかどうか分からなくなることがある。
- リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- いらいらして怒りっぽくなった。
- 一人であるのが不安になったり、外出するのがおっくうになった。
- 趣味や好きなテレビ番組を楽しめなくなった。

一つでも思い当たる場合は…

家族・身近な人のもの忘れが、気になり始めたら…

家族・身近な人でチェック

認知症による変化は、ご本人より周りが先に気づく場合も多いものです。家族や身近な人のチェックをしてみましょう。

- 同じことを何度も繰り返して話したり、聞いたりする。
- しまい忘れが多く、いつも捜し物をしている。
- 曜日や日付が分からず何度も確認する。
- 料理の味が変わったり、準備に時間がかかるようになった。
- 薬の飲み忘れや、飲んだかどうか分からなくなることがある。
- リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- 失敗を指摘されるとごまかそうとしたり、些細なことで怒るようになった。
- 財布や通帳などをなくして、盗まれたと人を疑う。
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。

いくつか思い当たる場合は…

かかりつけ医などの医療機関に相談したり、「認知症等の相談ができる窓口」を参考にこれからのことを早めに相談してみましょう。

出典：京都市・京都府医師会・認知症疾患医療センター（監修）「認知症？『気づいて相談！』チェックシート」





認知症に対応し選択できる制度・商品

ポイント

認知症は徐々に進行する病気です。発症後の選択肢はとても限られてしまいます。健康なうちに事前に、ご自身のお考えに合った制度・商品を選択しておきましょう。



判断能力に
問題はない

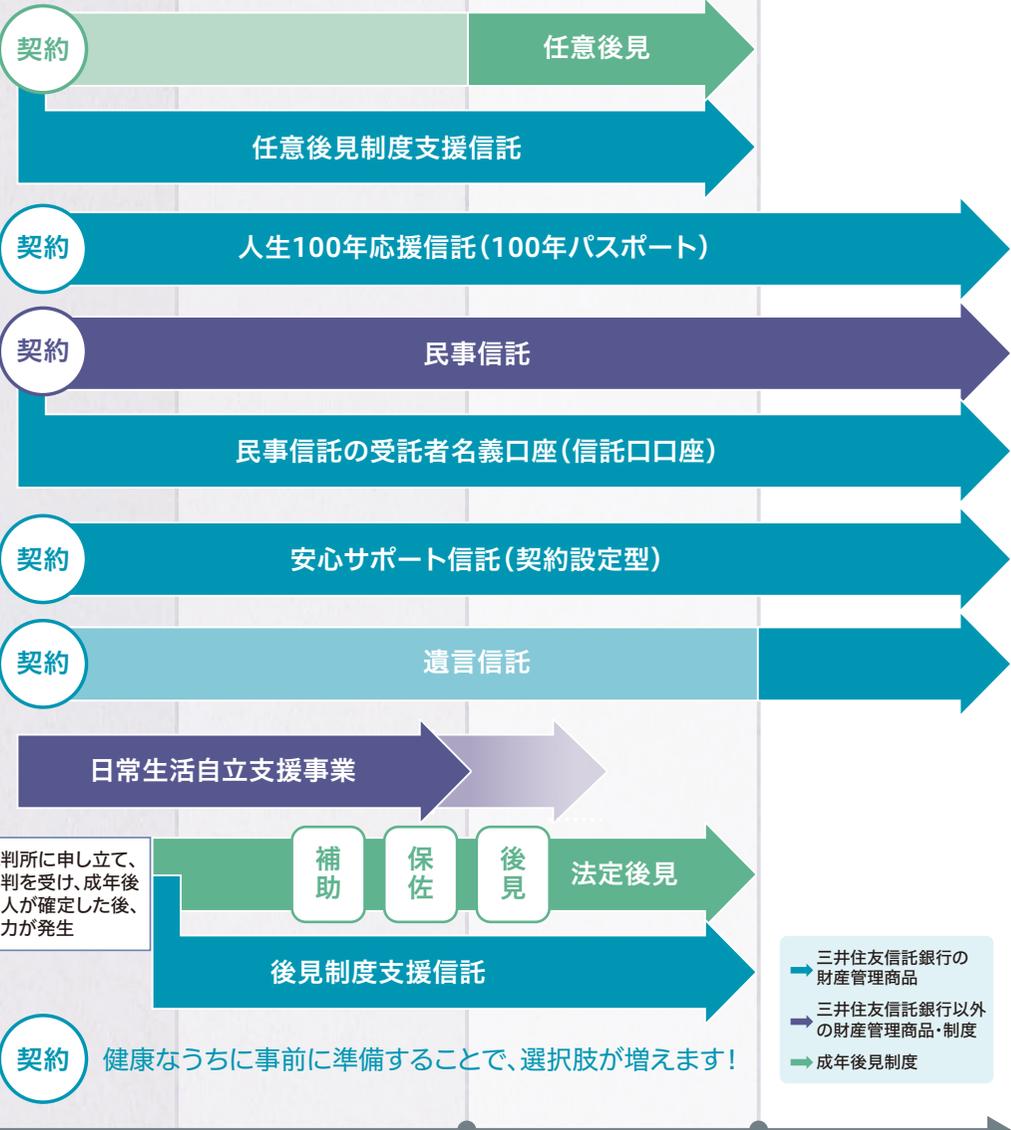


不安を感じる



判断能力が
低下する

亡くなって
から



医師より認知症と診断されるまで進行

相続発生

任意後見

ポイント

自分の老後は、自分の選んだ人に託したい。
そんな方におすすめなのが、任意後見制度です。



任意後見制度は、ご自分が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になってしまう場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(=「任意後見人」)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務につ

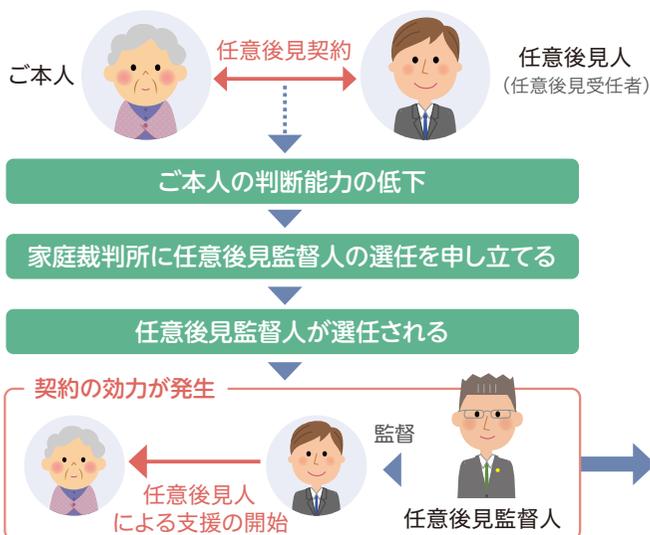
いて、代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する「公正証書」によって結んでおくものです。

法定後見では、裁判所が成年後見人等を選任しますので、弁護士・司法書士等の専門職が選任される場合がありますが、任意後見では、自分の選んだ方に支援を依頼することができます。



ご自分にとって何が必要なのかを整理し、必要なものだけ代理権目録を作成し契約に織り込みます。

任意後見の手続きの流れ



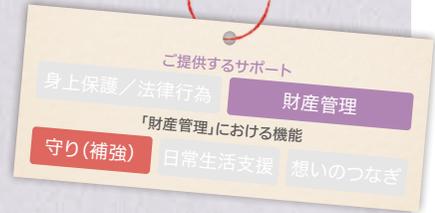
判断能力が低下したら契約の効力が発生

任意後見契約締結後、将来、実際にご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所によって「任意後見監督人」が選任されることで、はじめて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、ご本人やその配偶者、任意後見受任者、4親等内の親族などです。

任意後見制度支援信託

ポイント

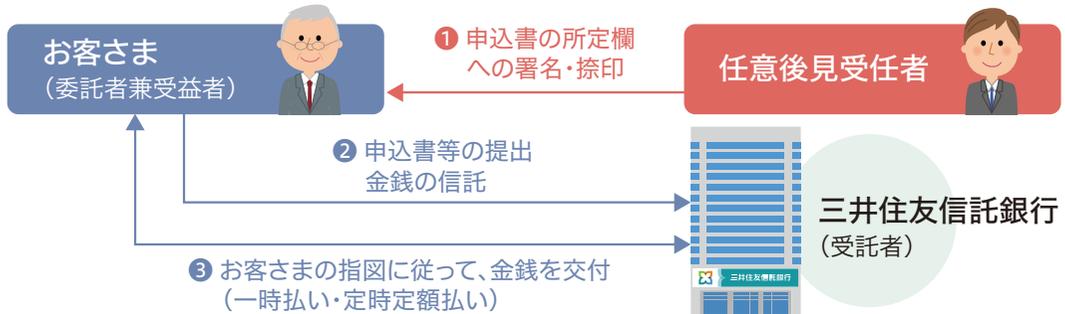
払い戻しの際に、任意後見監督人の同意を必要とする商品です。また、発効前に任意後見受任者等に払い戻しを委任する際にも、都度委任状の提出を必要とすることで不正防止や適切なタイミングでの任意後見への移行が可能となります。



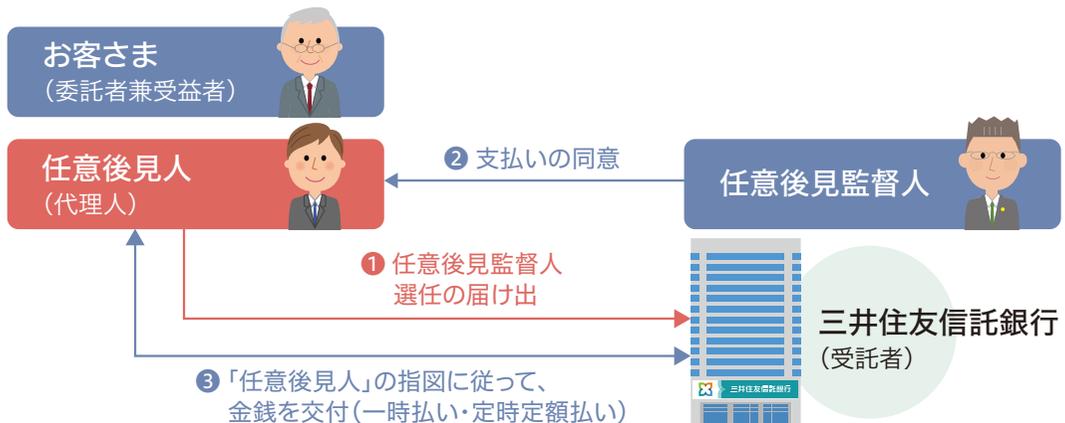
任意後見制度をご利用される方の財産を金銭信託で管理することで、任意後見制度をサポートする信託です。任意後見契約が発効した後は、お預け入れいただいた金銭信託からの払い戻しには任意後見監督人の同意が必要となりますので(一時払い)、安全・確実に財産の保護を図ることができます。また、日々の生活に必要な資金などを定期的にお受け取り

いただくこともできますので(定時定額払い)、任意後見人が担う財産管理のご負担も軽減することができます。任意後見契約が発効するまでの間は、ご自身またはお手続きを代理される方による一時払いや定時定額払いに関するお手続きが可能です。代理人によるお手続きをされる場合は、その都度、お客さまからの委任状の提出が必要となります。

申し込み～任意後見契約発効前



任意後見契約発効後



人生100年応援信託<100年パスポート>

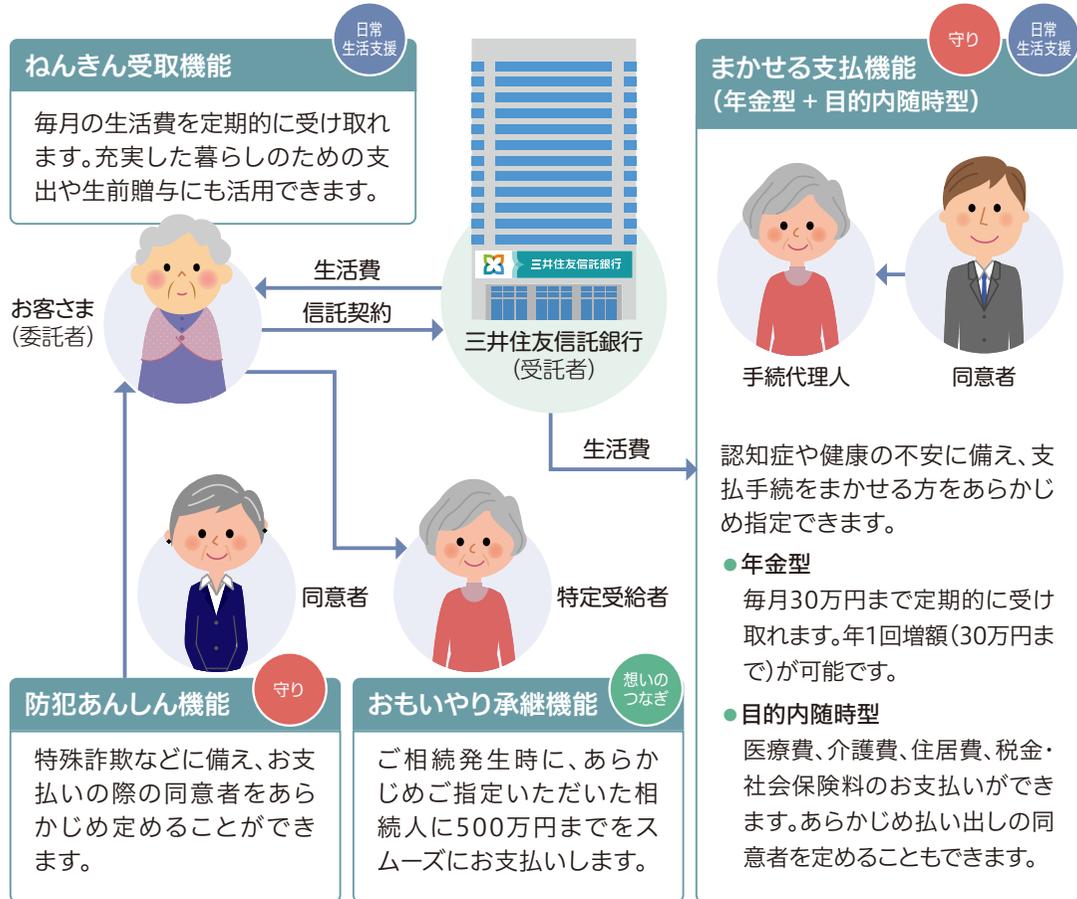
ポイント

人生100年時代となり、認知症など判断能力の低下時に多くの方が直面する、「預貯金の引き出しなどの困りごと」に対する備えとして、有効な機能群をワンパッケージにした信託商品です。



成年後見制度とタイアップしたソリューションのご提供も含め、幅広くお客さまの立場に立ったコンサルティングを行う、人生100年時代のお供に最適の信託商品です。

ワンパッケージの4つの機能



その他、便利なサービス

年金自動追加信託サービス

あらかじめご指定いただいた口座から、定期的に100年パスポートへ追加信託するサービスです。認知症発症後もお客さまの年金資金を有効にお使いいただけます。

多様な無料サービス

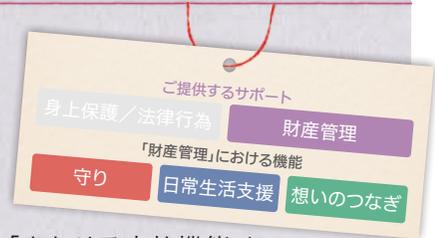
100年パスポートをご契約いただいたお客さまとご家族は、無料で提携会社のサービスをご利用いただけます。お客さまやご家族の豊かな未来をサポートいたします。



人生100年応援信託<100年パスポートプラス>

ポイント

将来に備えてじっくりふやし、いざとなったら便利につかう。人生100年応援信託<100年パスポート>の便利な4つの機能に、運用商品との連携を「プラス」し、お客様の「安心」を実現する商品です。



手続代理人(ご家族など)が、運用商品を解約し、100年パスポートプラスに追加信託することができます。

手続代理人は「まかせる支払機能」によって、信託された資金からご本人の生活費等をお支払いいただけます。



100年パスポートプラスのご利用イメージ

お元気な期間

認知症や健康が不安な期間

相続発生

100年
パスポート
プラス

ねんきん受取機能

防犯あんしん機能

まかせる支払機能

おもいやり承継機能

資産運用

余裕資金は将来のために運用を継続



- ・あらかじめお客様が指定した手続代理人(ご家族など)が、運用商品を解約し、100年パスポートプラスに追加信託することができます。
- ・手続代理人は、信託されたご資金からご本人の生活費等をお支払いいただけます。

これまでは・・・

- ✓ 終活で運用終了(老後は長期化しているのに・・・)
- ✓ せっかくお金の準備をしたのに、払い出せない

人生100年応援信託 活用事例

お客様の悩み



少し離れたところに住んでいる父が、家の中で転倒骨折して以来、判断能力や記憶力の低下が顕著に。特殊詐欺なども含めて心配。



人生100年応援信託を活用した解決策

親子家族会議を開き、お父さまの資産の管理を娘であるご自身がすることとし、人生100年応援信託を申込。4つの機能のうち、「防犯あんしん機能」と「まかせる支払機能」を選択し、娘であるご自身が手続代理人になるとともに、その代理手続きに関する同意者としてお兄さまを設定。

お父さまが将来に備え保有している運用商品は、病院代などが必要になるまで継続することに。さらに「おもいやり承継機能」も選択し、相続発生時には残っている資金から葬儀費用などに使えるように。

ポイント

人生100年応援信託は、高齢期に有用な機能群を、お客様が選択しご利用いただくことができます。

民事信託

ポイント

信託銀行が引き受ける(受託者となる)信託ではなく、ご家族などが受託者となる信託です。想いをつなぐよう契約により比較的自由に設計することができます。専門士業が契約をサポートするケースが増えています。

ご提供するサポート

身上保護／法律行為

財産管理

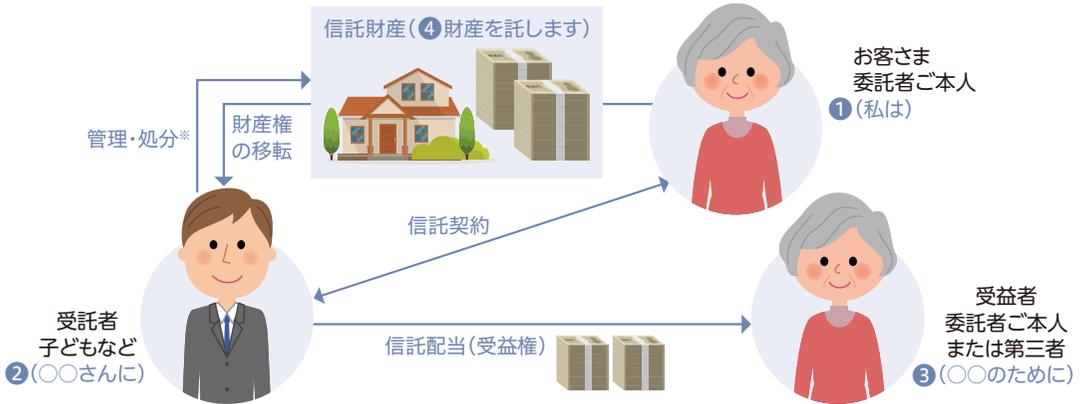
「財産管理」における機能

守り

日常生活支援

想いのつなぎ

民事信託の仕組み

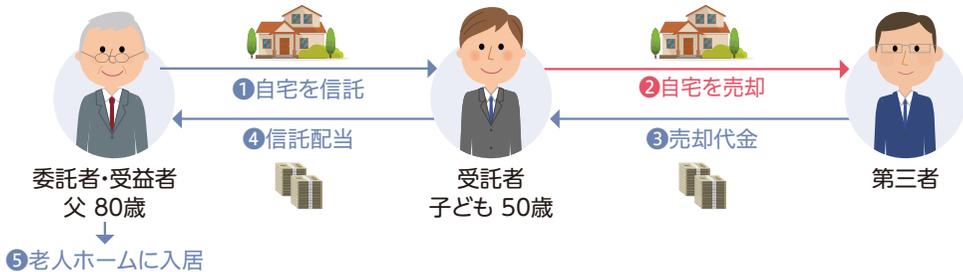


※民事信託には財産(金銭)を分別して管理する口座の設定が必要です。

活用事例1

独り暮らしの親の実家の管理

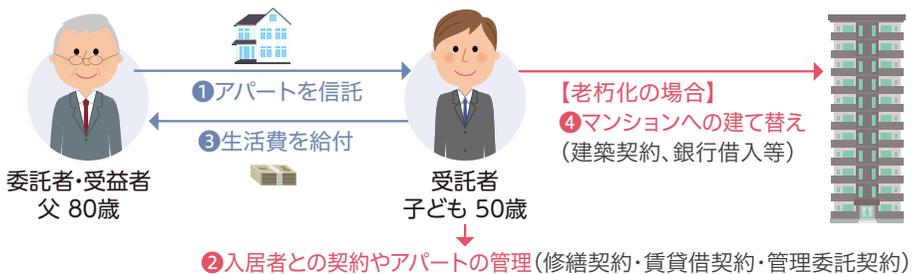
将来、自宅の売却代金で老人ホームに入居したいが、判断能力がなくなって、自宅の売却契約ができなくなるのが心配。



活用事例2

高齢者アパートオーナーの資産管理

将来、判断能力がなくなった後、アパートの入居者との契約や管理が心配。アパートも老朽化してきており、大規模修繕や建て替えも早晚必要になる。





民事信託サポートサービス

ポイント

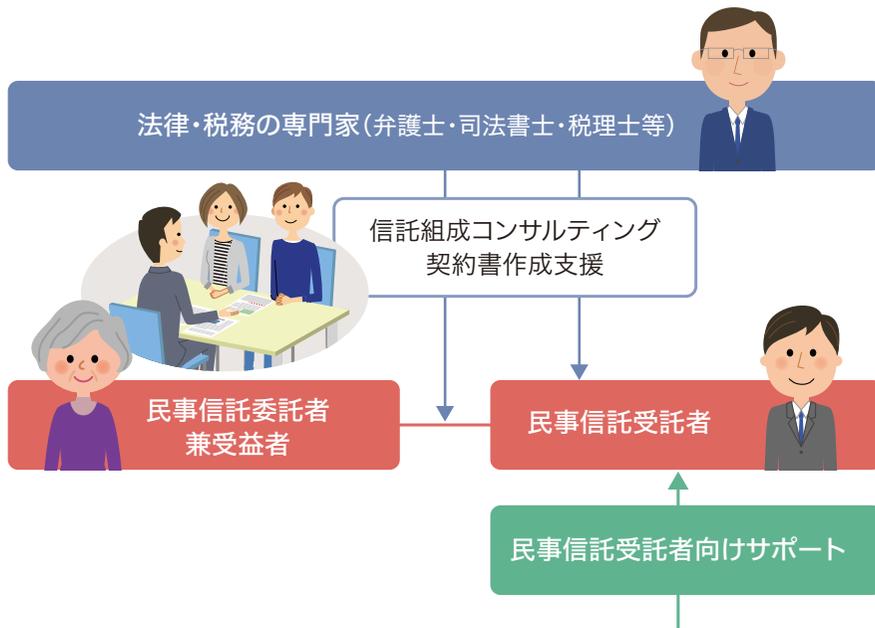
三井住友信託銀行は、民事信託受託者向けに信託口座預金口座などの金融サービスをご提供しています(信託の組成は、法律・税務の専門家にご相談ください)。

三井住友信託銀行は、民事信託の組成コンサルティングや契約書作成支援を行った法律・税務の専門家と連携し、民事信託の受託者に対して、信託口座預金口座(信託のために使う口座)をはじめとする金融・信託等の商品・サービス

をご提供することで、民事信託の健全な発展に貢献しています。

ご相談・お申し込みは、士業(弁護士・司法書士・行政書士・税理士)を通じてのみ承っております。

サービスの仕組み



三井住友信託銀行



サポートメニュー

- 口座開設
- 定期預金・金銭信託
- 投資信託・投資一任
- 受託者VISAカード
- 民事信託専用証券総合口座(金融商品仲介)
- アパートローン
- 不動産仲介等



安心サポート信託

ポイント

認知症になっても信託銀行が財産を保全するとともに、あらかじめ財産の交付要件を定めておくことで想いをつなぐ商品です。

お客さまご自身とご家族の方々などのために、大切な財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品が「安心サポート信託」です。

安心サポート信託は、当社に金銭を信託するとともに、あらかじめ「想いをつなぐ」ための財産交付要件や信託終了時の残余財産の帰属先を契約で定めておきます。信託財産の引き出しには、定めた財産交付要件を満たし、また指

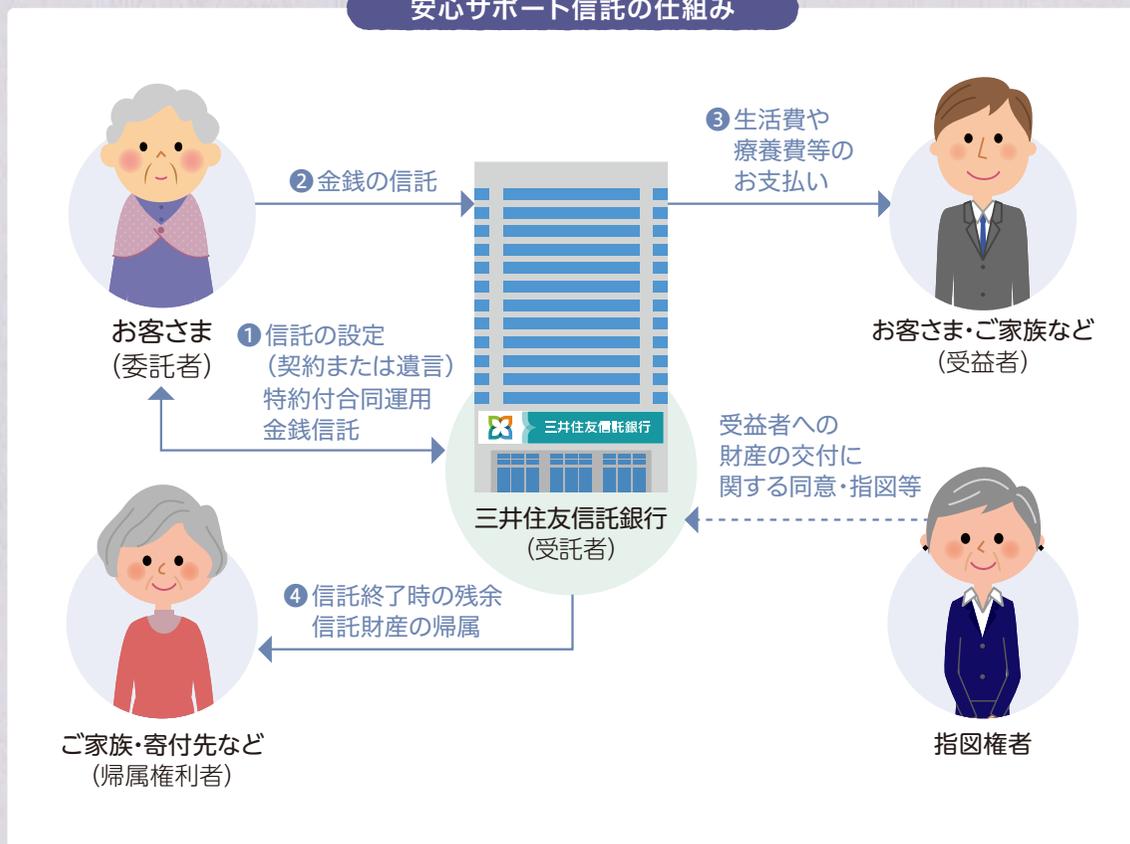
定いただいた指図権者の同意または指図が必要となるため、「守り」の機能も万全です。

なお、当信託の指図権者や同意者として親族に適当な方がいない場合は、信頼できる弁護士または司法書士と「任意後見契約」を結び、その弁護士または司法書士を当信託の指図権者・同意者とすることもできます。

※安心サポート信託は金銭を信託する上記タイプ以外に、生命保険金を信託するタイプもあります。



安心サポート信託の仕組み



ポイント

このように遺言信託と安心サポート信託を組み合わせることで、将来にわたって「想いをつなぐ」ことが可能になります。



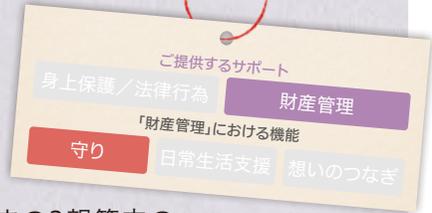
セキュリティ型信託

ポイント

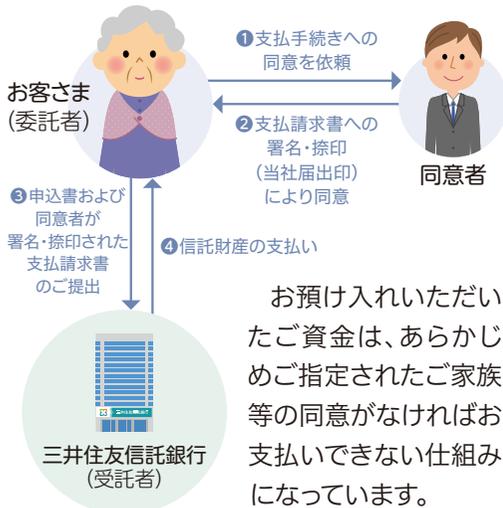
口座に「二重ロック」をかける信託で、悪質な詐欺から大切な財産を守ります。

振り込め詐欺など高齢の方を狙った犯罪が増加・巧妙化しているなか、お客さまご自身や離れて暮らすお子さまの不安が増大しています。こうした金融犯罪からご資産をお守りする商品が「セキュリティ型信託」です。本商品は、お預け入れいただいたご資金を払い出す際に、

あらかじめご指定いただいた同意者(お客さまの3親等内のご親族)の方の同意を得た上でご資金をお支払いする仕組みです。定時定額払い方式の併用も可能です。

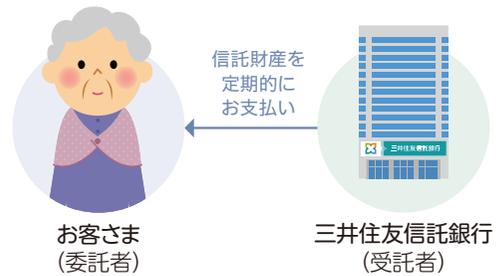


一時払い方式



2つの支払方式(併用可)

定時定額払い方式



生活に必要なご資金等は、定期的に決まった金額をお支払いすることができます。(毎月20万円まで)

セキュリティ型信託 活用事例



お客さま
(女性60代)



同意者
(子ども)

経緯 お客さまは以前に振り込め詐欺に遭われた経験があり、今後も同様の被害を心配されていた。遠隔地に住む娘さまと相談のためご来店。セキュリティ型信託の説明をお聞きになり、仕組みも分かりやすく不安な点もないと感じられ、契約を申し込まれた。

こんな事例も



お客さま
(障がいのある女性(30代))



同意者
(叔母)

経緯 お母さまの遺産を相続。毎月定額で払い出しができる商品をご希望で「定時定額払い方式」に注目され、セキュリティ型信託の契約を締結された。

セキュリティ型信託のご利用は高齢の方だけでなく障がいのある方も可能です。

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける金融機関の役割

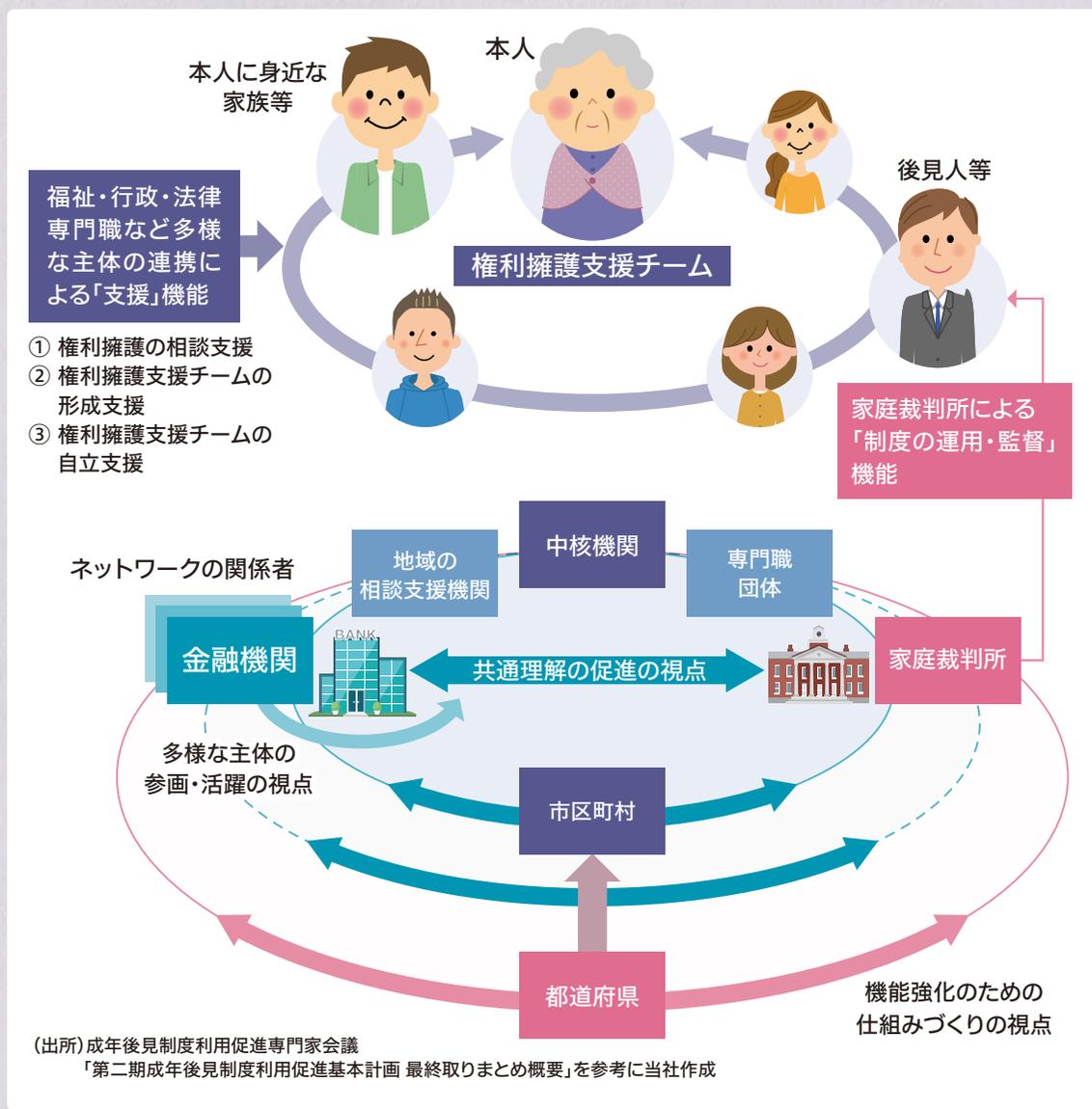
権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連動する仕組み」です。

2021年12月の成年後見制度利用促進専門家会議報告書*では、金融機関に対して①後見

制度支援信託・預貯金の普及、②金融機関における成年後見制度や権利擁護支援の理解促進、③地域連携ネットワークとの連携による、本人意思を尊重した見守り等の人権擁護支援での役割発揮等がうたわれています。

三井住友信託銀行は、金融、財産管理インフラを担う社会の一員として、地域との連携を積極的に図っていきます。

*成年後見制度利用促進専門家会議「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項(最終とりまとめ)」





おひとりさま信託

GOOD DESIGN AWARD
2021年度受賞

「おひとりさま信託」が2021年度グッドデザイン賞を受賞しました!

おひとりさまを応援する多彩な機能を組み合わせた、社会課題の解決に取り組むプロジェクトとしての有用性が高く評価されました。



ポイント

万が一のときの身の回りのこと(死後事務)について自分の希望をエンディングノートにまとめ、想いに沿った終活をトータルでサポートするサービス。信託いただいたご資金で死後事務にかかる費用を精算し、残りのご資金は、指定の受取人にお支払いするなど、計画的にエンディングを迎えたい方にぴったりです。

今、自分が死んでしまったら…
どうなる?



親族友人への連絡	お葬式・お墓
家の片付け	ペットの世話
SNSアカウント	携帯等の解約
公共サービス等の解約	形見分け
死後事務	
不動産	遺産の分割
財産処分	

万が一のことがあった場合、葬儀の実施はもちろん、役所への行政手続き、病院代などの支払い、公的年金などの届出事務など、さまざまな事務手続き(死後事務)が発生します。おひとりさまの場合、これら全てを事前に準備する必要があります。

おひとりさま信託 4つのポイント

エンディングノートをお預かり



身の回りのこと(死後事務)のご希望を記録する「未来の縁-ing(エンディング)ノート」を電子媒体で管理。お客さまの想いを実現します。スマートフォン・PCから、何度も書き換えが可能です。

かんたんSMS安否確認



ご契約期間中、SMS*でお客さまの安否確認を行います。送信頻度を選んで、操作もかんたん。万が一のときに備えることができます。

※携帯端末へのショートメッセージ

死後事務の安心サポート



死後事務の履行を依頼できる一般社団法人安心サポートにて、お葬式や埋葬のお手配、クレジットカード・公共サービスの解約、公的年金などの届出事務などの死後事務を行います。

遺言代用機能で資金を管理



ご契約期間を通じ、死後事務の費用や寄付の資金は金銭信託でお預かりします(元本保証商品)。死後事務履行後の信託財産(残余財産)はあらかじめご指定いただいた帰属権利者さまにお支払いします。

2つのタイプからお選びいただけます

金銭信託タイプ

元本保証の金銭信託により、万が一の身の回りのことや、相続・寄付の準備ができます。

生命保険タイプ

生命保険契約を活用することで、比較的少ない金額で、万が一の身の回りのことや相続・寄付の準備ができます。

ポイント

「人に迷惑をかけたくない」「葬式やお墓の費用を備えておきたい」「計画的にエンディングを迎えたい」などお客さまの「想い」の実現をサポートします。

ポイント

認知症や精神障害等によって判断能力が低下している人の財産を守り、日常生活を支援する制度です。制度の運用にあたっては家庭裁判所が関与します。



判断能力が不十分なために財産管理や契約の締結が困難になっている方のために、その方が行った取引に問題がなければ同意したり（同意権）、悪質業者との取引を取り消したり（取消権）、ご本人に代わって入院契約などを

締結したり（代理権）する制度で、法律に基づき裁判所がそうした役割を担う人を定めます。3種類あり、判断能力に応じて裁判所が決定します。

3種類ある法定後見制度

		補助	保佐	後見
対象となる方		判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 全くない方
申し立てができる方		ご本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	—	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事項^{※1}についての同意権^{※2}、取消権（日常生活に関する行為を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理についての一般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）
	申し立てにより与えられる権限	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事項^{※1}の一部についての同意権^{※2}、取消権（日常生活に関する行為を除く） 特定の法律行為^{※3}についての代理権 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事項^{※1}以外の事項についての同意権^{※2}、取消権（日常生活に関する行為を除く） 特定の法律行為^{※3}についての代理権 	—

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 ご本人が特定の行為を行う際に、その内容がご本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がないご本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。



出典：家庭裁判所「成年後見制度一詳しく知っていただくために」より当社作成

後見制度支援信託

ポイント

裁判所の指示に基づき信託銀行が財産を守り、後見人の不正を防ぎます。

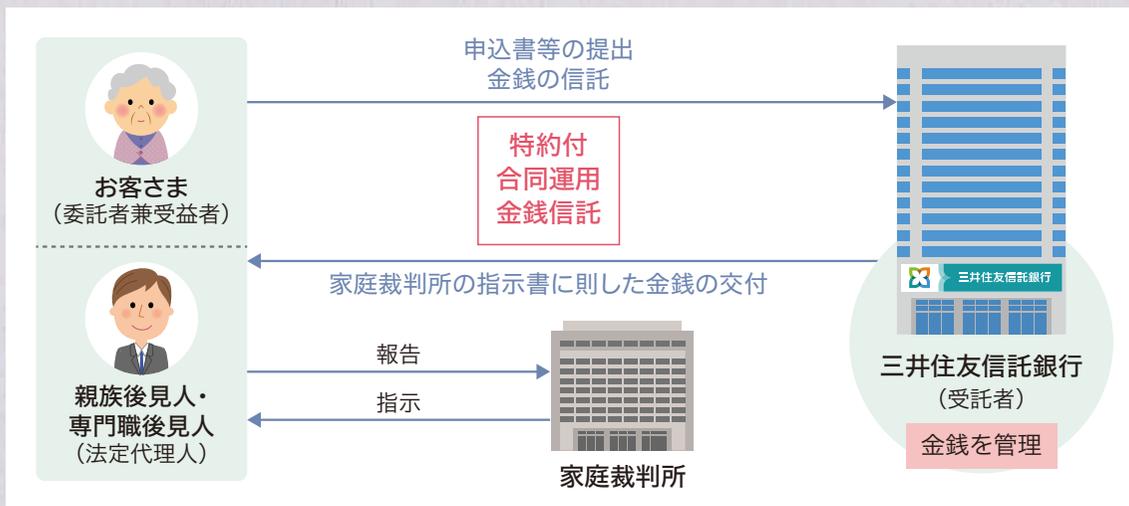
法定後見制度による支援を受ける人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

本信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書

士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行との間で信託契約を締結することになります。

これにより、成年後見人がご本人の財産を不正に使ってしまわないように適切に保護されます。

また、信託金は家庭裁判所の指示書に基づき、定期的に一定額をご本人の口座に交付することが可能です。



後見制度支援信託・預貯金累計利用者数



出典：最高裁判所事務総局家庭局
「後見制度支援信託等の利用状況等について（令和2年1月～12月）」



認知症に備えた事前準備

ポイント

認知症や判断能力低下への対応に関してはいろいろな商品や制度があります。ご自分に合った商品や制度を利用することで、安心して高齢期を過ごすことができます。

活用事例1



夫婦二人暮らしだが、妻は要介護で、自分も大分体が弱ってきたと感じる。振り込め詐欺とかのニュースもよく見るし、財産の管理が心配だ。自分に万一のことがあった場合の備えはどうしたらよいただろう。



任意後見契約と「安心サポート信託」を利用した解決策

身上保護

将来、ご自身や奥さまの判断能力が不十分になった際の介護契約、治療や入院の手続きなどの療養看護に関する契約など、身上保護*を任せるため、息子さまと任意後見契約を締結することに。

任意後見契約

財産管理

金銭に関しては息子さまの管理負担を減らすため、ご自身が委託者兼受益者となり、定期金で年金のようにお金を受け取れるよう「安心サポート信託」を利用。そしてご自身の万が一の場合に備えて、奥さまを第二受益者とし、同じように定期金を受け取れるようにされました。また、信託が終了した場合に息子さまへ信託財産が渡るように、息子さまを帰属権利者に指定されました。信託が振り込め詐欺の防止にもなると感じておられます。

安心サポート信託



*身上保護とは、ご本人の住居の確保等、生活を維持するための仕事や介護契約、治療や入院等の手続き等、療養看護に関する契約等を行うことです。

活用事例2



夫婦二人暮らしだが、息子も近くに住んでおり、今のところ生活に支障はない。でも、二人とも高齢になってきたし認知症になる人の割合も高いと聞いている。賃貸アパートを所有しているが、築後40年が経ち老朽化してきた。大規模な修繕や建て替えも考えているが、今から手を付けても途中で認知症になってしまったら何もできなくなってしまう。どのような準備をしたらよいだろうか。



民事信託と任意後見契約を利用した解決策

賃貸アパート管理

賃貸アパートの管理について民事信託を利用することに。ご自身が委託者兼受益者となり賃貸アパートを息子さま（受託者）に信託することで所有権が息子さまに移り、ご自身が認知症になっても息子さまが大規模修繕や建て替えを行えるようにしたものです。

民事信託



賃貸アパート以外の財産管理・身上保護等

お二人とも体力に自信がなくなってきており、賃貸アパート以外の財産や身上保護は移行型の任意後見契約※を利用し、今のうちから息子さまに財産管理を任せることに。

任意後見契約
(移行型)

※移行型の任意後見契約とは、財産管理について判断能力が低下する前から支援が欲しい場合に、任意後見契約の締結と同時に、任意後見契約の効力が生じるまでの間の事務について財産管理委任契約を締結するものです。

<民事信託について>

三井住友信託銀行は、民事信託受託者向けに信託口預金口座などの金融サービスを提供しています。(民事信託の組成は、法律・税務の専門家にご相談ください。)

成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

三井住友信託銀行は、成年後見分野に積極的に取り組む各種士業団体と協定を結んでおり、成年後見制度に関するご相談や、その利用

を希望されるお客さまの各士業関係団体への取り次ぎを行っています。



成年後見制度に関する
相談ニーズ・利用ニーズ
のあるお客さま



各種士業団体(2022年4月1日現在)

公益社団法人成年後見センター・
リーガルサポート

弁護士会(10弁護士会)

第一東京・第二東京・東京・神奈川県・埼玉・
愛知県・京都・大阪・兵庫県・広島各弁護士会

税理士会

全国13の税理士会および日本税理士会連合会

(法定後見の場合)家庭裁判所への
申し立て

(任意後見の場合)各士業団体が
任意後見人(受任者)の候補者を紹介

申し立て

- 申し立てには、申し書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。
- 来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。



審問・
調査・鑑定等

- 申し立て後、裁判所の職員が、申立人、後見人候補者、ご本人から事情をうかがったり、ご本人の親族に後見人候補者についての意見を照会することがあります。また、必要に応じ、裁判官が事情をたずねること(審問)もあります。
- ご本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。

審判
(後見等の開始・成年
後見人等の選任)

- 家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。
- 審判は、不服申し立てがなければ、成年後見人等が審判書を受領してから2週間後に確定します。審判に不服があるご本人、配偶者、4親等内の親族(申立人を除く)は、この2週間の間に不服申し立て(即時抗告)の手続きをとることができます。

各種サービスの手数料等 (2022年4月1日現在、全て税込)

・任意後見制度支援信託には以下の手数料等がかかります。

〈信託報酬〉

信託設定時：55,000円。追加信託時や管理中は管理報酬をいただくことはありませんが、信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として頂戴致します。

・人生100年応援信託(100年パスポート)には以下の手数料がかかります。

〈設定時報酬・追加信託報酬〉 信託金額に対して1.10%*

〈管理報酬〉 管理信託報酬支払いプランからご選択いただけます。

その他、所定の運用報酬がかかります。

※信託金額×1.00%(1円未満切り捨て)+消費税等で計算します。

※最低報酬額(新規設定時):77,000円、上限額:110万円

・人生100年応援信託(100年パスポートプラス)には以下の手数料がかかります。

〈設定時報酬・追加信託報酬〉 信託金額に対して1.10%*(上限110万円)

〈管理報酬〉 管理信託報酬支払いプランからご選択いただけます。

その他、所定の運用報酬がかかります。

※信託金額×1.00%(1円未満切り捨て)+消費税等で計算します。

(ご注意いただきたい事項)

投資一任運用商品(ファンドラップ)は、価格の変動などにより元本割れが生じるおそれがございます。また、ご負担いただく費用などがございます。

・安心サポート信託には以下の手数料がかかります。

〈信託引受時報酬〉 信託金額に応じて頂戴します。(最低報酬:110万円)

なお、追加信託時には新規引受時に準じて報酬を頂戴しますが最低報酬の定めはございません。

〈定例管理報酬〉 財産交付開始月以降、月額11,000円～33,000円を毎年1回頂戴します。

(管理内容、信託期間等に応じて個別に決定します)

〈運用信託報酬〉 信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として頂戴致します。

・遺言信託(執行コース)には以下の手数料がかかります。

〈お申込時〉 基本手数料:880,000円

※別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。

〈遺言執行時〉 当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。(最低執行報酬:330,000円)

以上はお支払いプランの一例です。他のプランもあります。

・おひとりさま信託には以下の手数料がかかります。

〈設定時信託報酬〉 33,000円

〈終了時信託報酬〉 110,000円+6,600円×契約年数(1年未満は切り捨て)

その他、所定の運用報酬、死亡保険金債権信託に係る報酬(生命保険型のみ)がかかります。

死後事務の履行を依頼できる「一般社団法人安心サポート」(以下「社団」)をご紹介します。

死後事務委任契約の履行時に、実費および社団へ報酬が必要です。

(ご注意いただきたい事項)

保険商品には、商品ごとの特性に応じたリスクがあります。また、ご契約時等に各種手数料をご負担いただく場合があります。

本レポートで取り上げました「後見制度支援信託」「人生100年応援信託」「安心サポート信託」「セキュリティ型信託」「遺言信託」「任意後見制度支援信託」の詳細につきましては、三井住友信託銀行の本店またはホームページをご確認ください。

ご来店予約はこちら

<https://yoyaku-smtb.secure.force.com/RaitenSelect>



サクセスフル・エイジングサイトのご紹介

各種セミナーや刊行物など、三井住友信託銀行がお客さまに発信している情報をより多くの方に見ていただきたいと考え、サクセスフル・エイジングのサイトを立ち上げました。

タイムリーなトピックや情報サイトを紹介し、より良いシニアライフを送るお手伝いをさせていただきます。

サイトへのアクセスはこちら

<https://www.smtb.jp/csr/withyou/successfulaging/>



このパンフレットでご紹介した事前の準備について、
こちらへお気軽にご相談ください

(オンライン、お電話、店舗の3つのチャネルをご用意しています)

https://www.smtb.jp/personal/life-stage/consulting_information
当社にお取引がない方も「取引無」を選択いただくことで、ご利用可能です。



 **三井住友トラスト・ホールディングス**

2022年3月発行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
サステナビリティ推進部

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1

ウェブサイト <https://www.smth.jp/sustainability>

